

報告第6号

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年8月29日提出

養父市長 広瀬 栄

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

	平成27年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	—	12.94	20.0	
②連結実質赤字比率	—	17.94	30.0	
③実質公債費比率	10.8	25.0	35.0	
④将来負担比率	14.7	350.0		

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	平成27年度 決 算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
簡易水道事業特別会計	—	20.0	
下水道事業特別会計	—	20.0	

(備考) 資金不足が生じない場合は、「—」と記載。

健全化判断比率等に係る審査意見書

養父市監査委員

写

養 監 第 4 2 号

平成 28 年 8 月 9 日

養父市長 広瀬 栄 様

養父市監査委員 守本 英昭

養父市監査委員 西谷 昭徳

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査をしたので、次のとおりその意見を提出します。

健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の概況

この審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

① 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 27 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	-	12.94	20.00	
連結実質赤字比率	-	17.94	30.00	
実質公債費比率	10.8	25.0	35.0	
将来負担比率	14.7	350.0		

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「-」と記載している。

② 資金不足比率

(単位：%)

特 別 会 計 の 名 称	平成 27 年度決算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	-	20.0	法適用
簡易水道事業特別会計	-	20.0	法非適用
下水道事業特別会計	-	20.0	法非適用

※資金不足が生じない場合は「-」と記載している。

(2) 個別意見

① 実質公債費比率

平成 27 年度の実質公債費比率は 10.8%となり、前年度の 13.1%に比べ 2.3 ポイント改善されており、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

② 将来負担比率

平成 27 年度の将来負担比率は 14.7%となり、前年度の 47.5%に比べ 32.8 ポイント改善されており、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。